

## Q24 過料の対象と金額

不正を行った者が義務者でない場合も過料の対象にできるでしょうか。免れた料金に加えて5倍までの過料を徴収することができますが、過料額の算定基準はあるのでしょうか。また、水道料金に対する過料は企業会計の収入にできるでしょうか。

A

過料は不正使用（利用）に対する制裁金であり（法228）、公の施設にも適用され（法244①）、支払義務者以外の者の不正により支払義務者が料金を免れた場合も適用されます（参考判例 1）。

参考判例 1 の原審は「家族らの不正取水によつても支払義務者が過料に処せられるとすることは、行政刑罰上のいわゆる両罰規定に類似する（福岡高判昭59・12・27判例自治13号81頁、判例 ID 29012212）」とされます。条例により5万円以下か、不正で免れた金額の5倍までを過料として徴収できます。

水道料金、下水道使用料の過料は、免れた当該料金、使用料の2倍まで認められた例が多いようです（参考判例 2、不正防止から1.6倍を認めた例、さいたま地判平26・12・17判例自治400号84頁、判例 ID 28234214）。

過料の算定は行為の悪質性を考慮すべきとされますが（参考文献）、判断基準として類似判例を考慮して何倍にするか決定することが適切です。

罰金は刑事処分が必要ですが、過料は反則金ともいわれ、自治体自ら科すことができます。地方公共団体が経営する水道、ガス事業の不正使用等には、条例により過料を科すことができます。

地方公営企業において過料を科すのは事業管理者ではなく、長が科し、企業会計ではなく、一般会計の歳入とします（法149（3）、地方公営企業法 8①（4））。

なお、不正により免れた水道料金は窃盗罪で刑事罰を科すことができますが、下水道の不正使用は排水に係る費用であるため窃盗罪に当たらず、人を

騙したわけでもないので詐欺罪にも当たらないことから不正の下水道使用料の請求に併せて過料を科すことが適切です。

### 参考判例

#### 1 家族、従業者等の不正による水道料金の過料（最判昭61・5・29判例自治64号54頁、判例ID 29012432）

「水道料金の支払義務を負う給水装置の使用者が、その家族、同居人、使用人、その他の従業者等その容認の下に当該給水装置を使用している者のした詐欺その他不正行為によつて、水道料金の徴収を免れた場合にも、右使用者に対し同条所定の過料の制裁を科し得る旨を定めたものと解する」

\* 原審、福岡高判（昭59・12・27判例自治13号81頁、判例ID 29012212）

「ここにいう使用者とは当該給水装置を実際に使用するすべての者をいうのではなく、水道料金の徴収の便宜のために、使用する者のうちから水道料金の支払義務を負担すべき者としてことさらに取り上げられたある特定の者を指すといつてよい。そして、水道料金の支払義務を負うものとされた当該給水装置の使用の背後には、さらにその家族、同居人、使用人らがいることが通常であるところ、これらの者は右の支払義務者の容認の下に当該給水装置を使用しているのがこの実際である」

#### 2 下水道使用料の過料を不正免脱金額の2倍とした例（名古屋地判平16・9・22判例自治266号68頁、判例ID 28092871）

「どの程度積極的に本件の不正免脱行為を推進していたかという情状面における最も重要な事実関係は、必ずしも十分に解明されているとはいえない（中略）（筆者注：原告は、）被告の調査にも全面的に協力していること、不正免脱に係る下水道使用料については、分割払によって納付する旨の合意が成立し、現在、原告はこれを履行していることなどの事情を総合考慮すると、下水道の使用料の徴収を免れるための不正を防止し、適正な使用料の徴収を確保するという行政目的を達成するためには、原告に対して不正免脱金額の2倍に相当する3762万5000円の過料を科すことで足りる」

## 参考文献

### 過料には情状を考慮する必要がある

「(筆者注：参考判例2について) 過料について、重加算金ないし脱税の罰金の上限を超える金額の過料を科すには、それを正当と認めるに足りる情状(の悪質さ)の存在を必要と解する旨を判示している(判例タイムズ1203号144頁当該判例解説)。」

## Q25 督促の適用

督促は全債権に適用されるのでしょうか、地方税のように書面によることが必要でしょうか。督促の要件は催告と違うのでしょうか。また、納入の通知により時効が更新されますが、どのような場合を想定したのでしょうか。

A

自治体の債権は公債権、私債権に限らず、納期限後、督促により請求します(督促につき、公債権は法231の3、私債権は令171によります。令171は法231の3を除くとあり、法231の3は公債権の滞納処分の手続を中心とした規定ですので自ずと棲み分けています。)

督促は時効を中断(更新)し(法236④)、最初のものに限り更新(中断)を生じ、2回目の督促は催告(民法150)として扱われます。催告と同様に督促は「履行の請求」ですが、加えて自治法上の督促は「履行(指定)期限」を要します。

地方税は納付期限後に督促を発し、10日を経過して滞納処分できますが(地方税法329、331等)、自治法上の督促は納付期限とは別に、再度、指定期限を設けた上で納付がなければ滞納処分できるとされています(法231の3③)。

地方税及び税外公課(滞納処分ができる債権)は督促がなければ滞納処分はできず、督促手数料及び延滞金も徴収できません。税外公課に適用される自治法231条の3の督促は、滞納処分、督促手数料及び延滞金徴収の前提で

すから審査請求が認められますが、同法施行令171条の督促は、裁判所による回収、遅延損害金の発生の前提でなく、審査請求は認められません。

延滞金は督促を発することにより納付期限の翌日から起算して徴収することが認められ（前掲、越智恒温監修『会計事務質疑応答集』70、71頁）、延滞金の納付義務及びその額については督促を争うしかありません（東京高判平19・3・13訴訟月報54巻5号1130頁、判例ID28141560）。「履行の請求」と「履行（指定）期限」があれば、督促状という記載がなくても督促とみなされ（例えば、「納付のお願い」も同様）、到達により時効が更新（中断）され、到達の翌日から新たな時効が進行します（指定期限は債務者に期限の利益を与えず、指定期限後から進行するものではありません）。

地方税の督促は書面によりますが、自治法、同法施行令による督促は書面を義務付けていません。しかし、時効の更新の効果を問われることもあり、書面の方が確実です。

改正により時効の「中断」が「更新」に、「停止」が「完成猶予」に改められましたが、意味合いは変わりません。

催告は、「履行の請求」だけで指定期限は要件とされていません。催告は、督促と同様に1回限りで6か月の完成猶予が認められ（民法150①）、繰返しを認めませんので（民法150②）、時効管理は6か月を加算して判断をすればよく、税等公課においても同じです。

改正前の催告は訴訟等を行う前提として時効間際の催告に対して6か月の猶予が認められ、改正後は訴訟等の条件なしに猶予が認められます。

改正前は訴訟等（差押え、債務の承認を含みます。）を条件に6か月猶予を認めていましたが（改正前民法153）、改正後は訴訟等の条件なしに6か月の完成猶予が与えられ、時効完成の確認に注意を要します。

納入通知は請求の面と、滞納処分ができる債権は決定という面もあります。自治体が私債権を譲り受けた場合、改めて納入通知をすることにより時効が更新されます。

また、下水道使用料は水道使用に伴って発生し、納入の通知の如何にかか

ならず、下水道の使用により債権が発生しますので時効完成に注意が必要です（参考判例 1）。

下水道使用料は、水道料金と併せて徴収することから、通常はこのような問題になりません。しかし、井戸水の使用、下水道の不正使用等により過年度分は請求できる期間が問題になり、通知を発することで時効が更新（中断）されることでは意味があります。

なお、相続発生により債務は当然に相続人に承継され、承継通知を発しても、時効の更新（中断）の効力はありません（参考判例 2）。

### 参考判例

#### 1 下水道使用料の納入の通知（東京高判平29・5・18、平成28年（行コ）第319号、判例集未登載、判例 ID 28252975）

「納入の通知がされていないことが下水道使用料請求権の行使についての法律上の障害であるということはできない。このような解釈は、同法236条4項が納入の通知が時効中断の効力を有する旨規定していることとも整合するといえる。（中略）被控訴人は、本件納入通知によって初めて処分行政庁が権利行使可能な程度に具体的な本件下水道使用料請求権が発生するから消滅時効は完成していない旨主張する。しかしながら、前記のとおり、控訴人が被控訴人下水道を使用したことにより当然に生じているといえる下水道使用料請求権の行使につき、本件納入通知がされていないことは法律上の障害にならず消滅時効の成立を妨げるものではないし、被控訴人の上記主張によれば、消滅時効の起算日を処分行政庁の側の意向で遅らせることが可能になってしまい、時効制度の趣旨にも整合しない」

#### 2 相続の承継通知は時効中断しない（最判令2・6・26民集74巻4号759頁、判例 ID 28281772）

「被相続人に対して既に納付又は納入の告知がされた地方団体の徴収金につき、納期限等を定めてその納付等を求める旨の相続人に対する通知は、これに係る地方税の徴収権について、地方税法18条の2第1項1号に基づく消滅時効の中断の効力を有しない」

## Q26 差押現金を一時保管金とすることについて

歳入歳出外現金は地方公共団体の所有に属しない現金であり、担保として徴収するほかは法律又は政令により保管するとされます。

滞納処分した現金、裁判所により強制執行された現金などのような場合、市の債権として入金されているのに市の所有に属しない現金、歳入歳出外現金といえるでしょうか。

**A**

差押現金を歳入歳出外現金の一時保管金とするのは、歳入科目が直ちに決まらない場合があり、現金は法令の定めるところにより保管しなければならず（法235の4②）、確定しない間は雑部金としても歳入扱いできません（参考文献1）。

裏を返せば、一切の収入、支出（収入・支出に係る現金は歳計現金を含みます。）は全て予算に編入しなければならないとする総計予算主義の原則と一致します。

銀行預金を差し押さえた場合、債務者が払い戻しを受ける権利を差し押さえたことになり、歳入歳出外現金扱いである「普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金（規則12の5（1））」に該当します。差押現金を歳入歳出外現金として扱う自治体の例は多く（（高崎市）市税徴収に伴う歳入歳出外現金等の取扱要領2（3））、差押現金は税目、年度等を含め、滞納処分費、本料、督促手数料及び延滞金に充てなければなりません。また、他の執行機関に配当するなど、直ちに歳入に扱えない場合、一時的に歳入歳出外現金扱いとしている例が多いと思われます。このような手間を要するのは、差押現金と未納分の充て先を一致させ、不正を防ぐ意味もあります。

ご質問の場合、債権の種類で区分するものではなく、滞納処分、強制執行等の手続において、段階を踏んで歳入とするかどうかが問題であり、一時的に歳入歳出外現金になり、未納分への充当先を決めると歳入として扱うこと

ができます。

差押現金は、当初から歳入として扱うことができない、預り金、保管金とは性質が違います。当初から歳入歳出外現金扱いとするものは、契約保証金、公営住宅の入居保証金（敷金）、源泉徴収した所得税・住民税、共済組合の掛金などがあります（参考文献 2）。

これら歳入歳出外現金の保管中に利子が生じた場合、自治体の歳入の扱いにすることができます。

## 参考文献

### 1 歳入歳出外現金制度

「歳入歳出外現金制度は、普通地方公共団体が責任をもって現金の保管に当たる趣旨から法定されたものであり、この制度の下では、普通地方公共団体が無制限にその所有に属しない『雑部金』といったような現金を保管することはできない。法律または政令の規定によらない現金の保管は、その現金の保管者が私人としての立場で保管していることになるが、このような運用は許されないところである（前掲、村上順＝白藤博之＝人見剛編『別冊法学セミナー 新基本法コンメンタル地方自治法』307頁）。」

### 2 歳入歳出外現金の例

「（筆者注：法235条の4第2項の）『法律又は政令』というのは、権能が法律又は政令に根拠を有すること、保管手続等が法律又は政令に根拠を有することを広く意味する。保管金の例としては、①入札保証金、契約保証金、②公営住宅敷金、③職員の給与に係る源泉徴収所得税及び住民税としての現金、④地方税法第20条の4の規定による納付納入受託のため保管する有価証券又は受託徴収金、⑤未納地方税に係る差押物件公売代金、⑥市町村が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金、⑦生活保護法第76条の規定による遺留金、⑧児童福祉法第33条及び第33条の2の規定による児童の所持金、遺留金、⑨遺失物法第1条の規定による遺失物等が挙げられる（前掲、地方財務制度研究会編『地方財務ハンドブック〔改訂版〕』267頁）。」

## Q27 書類の送達

地方税は普通郵便で送付しますが、納税義務者は通知書を受領していないので納期限を過ぎても延滞金を支払わないと主張しています。この場合、延滞金は免除してよいでしょうか。また、書留、簡易書留、配達記録の違い、内容証明はどのように使い分けるのでしょうか。

**A**

通知、督促を送達できなければ、滞納処分ができず、延滞金も徴収できません。

地方税は普通郵便の送達につき、その郵便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する旨を定め（地方税法20④）、送達の立証責任は納税義務者側にあります（参考判例 1、2）。

この規定は地方税法以外にありませんが、滞納処分を考えると税外公課においても適用され（法231の3④）、債務者が郵便事情を証明できない限り、延滞金の免除はできないと考えます。

税等公課以外の債権の送達は債権者側に立証責任があるとされます。送達は相手方の支配下にあればよく、相手方が現実には中味を見ていなくても、債務者が通知を知り得る状態であれば送達されたものとみなされます（参考判例 3）。

また、返戻は送達の効力に影響がありません（参考判例 4）。

郵便の到達日は地域によって違い、差出日から祝日を除いて4日以内の送達が郵便会社に義務付けられています（郵便法70③（4））。到達できなければ、郵便局は7日間局留めにし、その後は差出人に戻します（内国郵便約款88）。

なお、税外公課において債務者が行方不明の場合、地方税のとおり、行政限りで公示送達ができます（法231の3④）。

送達方法として、書留は経路の追及ができますが、簡易書留は到達状況のみ情報提供されます。